

午前10時30分開会

○桜井委員長 おはようございます。ただいまから環境まちづくり委員会を開会いたします。

傍聴者の方にご案内をいたします。当委員会では、撮影、録音及び通話は認められておりません。また、メールのやり取りなど、パソコン及びスマートフォンなどの電子機器使用も認められておりませんので、あらかじめご了承くださいと思います。よろしくお願いいたします。

欠席届が出ております。景観・都市計画課長が出張公務のため欠席です。

本日の日程をご確認ください。この日程どおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。なお、本日の陳情審査に当たり、文教福祉委員長にご了解を頂き、生活衛生課長にご出席を頂いております。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、日程1、陳情審査に入ります。

初めに、新たに当委員会へ送付された陳情、送付7-19、千代田区の住宅施策に関する陳情です。陳情の朗読は省略いたします。なお、本陳情の参考部分につきましては、委員、理事者のみ分かる文書です。取扱いにはご注意願いたいと思います。

本陳情について、執行機関から情報提供がありましたら、まずお願いいたします。

○山内住宅課長 私から、千代田区の住宅施策に関する陳情についてのご説明を申し上げます。

陳情書によりますと、陳情者の方がお持ちになっている課題認識は、一つ目として、タワーマンションの短期・投機転売の横行、二つ目として、無許可・違法民泊の増加、三つ目として、白タク問題、四つ目として、日本国外の非居住者の管理費等の問題、五つ目として、新オーナーによる過度な家賃の引き上げなどを挙げられております。これらの五つの課題に対しまして、区への要望事項といたしまして、区としてのモデル管理規約の策定、行政指導の強化、都・国への制度改正要望の推進を求められております。

課題認識に対する区の現状でございますが、まずタワーマンション関係でございます。

階数が20階以上のものを一般的にタワーマンションと言われておりますけども、千代田区では20階以上に加え、60メートル以上の分譲、民間賃貸を合わせ、31棟ございます。売買に関しましては、区に届出義務がないため、その実態についての把握は行っておりませんが、今のところ、投機的転売が行われているといった苦情はこちらのほうに入っておりません。一方で、国が外国人の投資目的によるマンション購入の実態調査を今後行うという情報もありますので、今後その結果を調査研究してまいります。

民泊と白タクにつきましては、別の担当からご説明を申し上げます。

続きまして、外国人による管理費・修繕積立金の滞納につきましても、直接区への苦情はございませんが、外国人の投資目的によるマンション購入と関連しているため、国の調査結果を踏まえて、必要に応じて対応をしてまいりたいと思います。

また、新オーナーによる家賃の過度な引上げなどについてでございますが、マスコミの報道などで他区で事例があることは承知しておりますが、現在、区ではこうした苦情のほうは承っておりません。

これらを踏まえまして、要望事項に対する住宅課としての対応の方向性でございます。

区としてモデル管理規約の策定をということでございますが、国の調査結果を踏まえつつ、区民の要望を踏まえながら対応の方向性を調査研究していきます。

行政指導の強化などについてですが、マンション関係については、既にまちみらい千代田などと連携し、管理組合の相談窓口を設置しているとともに、マンション管理士などの専門家の区民の要望に応じた派遣を行ってございます。そちらにつきましては今後も進めてまいります。

都や国への要望についてでございますが、今後、様々な検討を行った後、必要に応じて、要望を国や都へ出してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○神原環境まちづくり総務課長 白タク問題について、私のほうから報告させていただきます。

無許可の有償送迎、いわゆる白タク行為や緑ナンバーの名義借りについて、マスコミ報道されていることは承知しております。現時点で千代田区において、こういった苦情などは聞いておりませんが、今後の区内における状況や国等の関係機関の動向を注視しつつ、必要に応じて区で取り組める対応について検討してまいります。

以上です。

○市川生活衛生課長 無許可・違法民泊の増加について説明いたします。

区内では違法民泊施設として調査している軒数は、この数年、増加傾向にはございます。事業者を特定次第、営業を中止させる指導を行っているところでございます。本区では民泊については、制度が開始して以来、他自治体と比較して厳しい条例を制定して対応に当たっているところでございます。引き続き、法令や条例に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

○桜井委員長 はい。以上ですか、ご報告ね。はい、分かりました。

委員の皆さんから、今ご報告いただきましたけれども、ご質問がありましたら頂きたいと思えます。

○岩田委員 以前、民泊のルールをつくったときに、ここの委員会ではなく、あのときは地域保健福祉委員会だったかな。そのときに、それを制定する何かルールをつくるというときに、結局、千代田区内では幾つかのマンションでオーケーが出たと。オーケーが出たというか民泊が認められたということがありましたけど、今って稼働しているのというのは何か所ぐらいあるんでしょうか。

○市川生活衛生課長 現在、民泊として届出が出ている軒数につきましては、現在、7月1日現在で40軒でございます。そのうち、特定のマンションというのはちょっと数えてみないと分からないんですけども、40軒のうち、実際に一つの事業者が複数の届出を行っているケースが幾つかございますので、そういったところについては、数えますと、大体、特定のマンションに偏っているところというのは4か所ほどになります。

○岩田委員 ということは、今分かっているのは、建物で言うと4棟ということでしょうか。

○桜井委員長 はい。ちょっと休憩します。

午前10時39分休憩

午前10時39分再開

○桜井委員長 委員会を再開します。

生活衛生課長。

○市川生活衛生課長 建物の数で言いますと、13か所になります。

○桜井委員長 13棟。

○市川生活衛生課長 13棟です。

○桜井委員長 岩田委員。

○岩田委員 あまり詳しく言うと、ちょっと場所が特定されてしまうので、それは言わないですけども、ある神田のほうでも、何ですかね、ごみ出しとか騒音とかで結構地元の方から苦情が来るんですけども、そういったことは、まずありますか、今。

○市川生活衛生課長 現在、届出を頂いている民泊施設については、目立ってそのようなところはございませんが、たまに、民泊ではないんですけども、旅館施設においてそういった苦情や何かはたまに受けることがございます。

○岩田委員 自分が相談を受けたところは普通のマンションなので、恐らく民泊もしくは違法民泊だとは思われるんですが、そういったものに対して、対処の仕方、例えば一度目は普通に――普通にという言い方は変ですね。口頭でするとか、2回目は文書でするとか、3回目はちょっともうちょっと厳しく言って、最後は、何というんですかね、取消処分までいくのかどうか分からないんですけど、何かそういう段階があると思うんですけども、どういった感じの対処をしているんでしょう。

○市川生活衛生課長 民泊の対処につきましては、千代田区住宅宿泊事業不利益処分等取扱要綱というものを制定しておりまして、その要綱に基づいて措置をしているところでございます。具体的には、まず違反の事実があるかどうかということを確認して、確認が認められましたら、まず注意をする。口頭注意する、あるいは文書注意をする。そこで改善がなされない場合には、営業停止とかの行政命令をかける、あるいは公表していくというのを、手順を踏んで処置しているところでございます。

○岩田委員 千代田区内で民泊がオーケーになったというか、そのルールをつくってから、今までそういう、何ですかね、不利益処分というか、そういうのを出した例というのは、でも、あんまり長いとあれですから、じゃあ、過去1年間でも2年間でも結構ですので、何件ぐらいあったのか教えていただけますか。

○市川生活衛生課長 民泊施設に関しては、特段そのような行政命令までいったところというのはございません。ただ、違法民泊として苦情、相談を受けた件数というのは、令和6年度で12件ございまして、そのうち12件、全部で軒数で言うと13施設数なんですけれども、それについては口頭注意とか文書指導や何かは、それぞれ6回ずつ指導を行っているところでございます。

○桜井委員長 うん。あるんだね。

ほかに。

○春山委員 すみません。ちょっと確認させていただきたいんですけども、その13棟というのは、不動産の所有の所有状況であるとか事業者の状況というのは、確認、把握されているんでしょうか。その13棟というのは、外国籍の方が不動産を所有して、事業者として違法民泊をされているのか。その辺の実態のところ、把握できているところを教え

て……

○市川生活衛生課長 まず、民泊として正式に届け出ている施設なんですけれども、様々な形態がございまして、自己所有のビルの中の例えばオフィスビルを改造して住宅に変えた後で民泊を開始しているところもあれば、また、民間のマンションを所有してそこから民泊を始めて徐々に拡大していくというようなケース、あるいは自己所有のいわゆる本当の一戸建てというんですかね、住宅の中で民泊を始めるケースとかがありますので、所有者については特に、建物の所有者が誰であるかということについては届出要件に入っておりませんので、正確には把握はできておりません。

○桜井委員長 うん、なるほど。

いいですか。ほかにありますか。

○春山委員 ちょっともう一回。不動産所有のところが届出に義務づけられていないということは、どういう方々が不動産を所有して、民泊なり違法民泊なりに利用しているということは、区では把握できていないという理解で、再確認させてください。よろしいでしょうか。

○市川生活衛生課長 まず民泊の場合は、その施設が住宅として使用されていた場所であるかどうかということが、まず届出の第一要件にありますので、実際に届け出るおおむね3か月間の間に実際に住宅として使用していたかどうかということについて、まず確認をいたします。その上で、住宅として使用が確認できた場合に届出を受理するという手続を踏んでおりますので、その際に、住宅として使用していた所有者が誰であるかというところまでは、正確には把握できない場合がございます。

○桜井委員長 大坂委員。

○大坂委員 この民泊がスタートするときも、私も委員として千代田区の条例の制定には携わらせていただいて、かなり厳しく制定したというふうに認識をしています。恐らく現状、他区と比べても厳しいんだろうなと思っていますし、実際、生活衛生課のほうで把握されている課題の数というの、他区と比べると恐らくかなり少ない数になっているんだろうなというふうに思っているんですが、一方で、社会情勢がいろいろと変わってくる中で、民泊だけじゃなくて旅館業法として、外国籍の方が、マンションなのか自社ビルなのか分からないですけども、そこを改造して営業されて、それが様々な課題を生み出しているというケースが散見されるのかなという印象があるんですが、その辺の実態についてはどのように認識していらっしゃいますでしょうか。

○市川生活衛生課長 旅館施設につきましては、旅館業法が数年前に改正されまして、以前は客室数の制限というのがございましたが、それが撤廃されましたので、現在は旅館施設については、1部屋でも、旅館として届出があれば旅館業が営業できてしまうという実態がございます。ですので、そういった施設については、確かに民泊施設と旅館施設と区別がなかなか今つきにくくなっているという現状はございます。ただ、旅館業施設につきましては、千代田区におきましては必ず玄関帳場、つまりフロントを設けさせるということと、あと従業員が必ずお客を宿泊させている場合は24時間常駐することというのを義務づけておりますので、そういった形でもって、違法な営業をさせないようにということについては、常に調査をしているところでございます。

○大坂委員 ありがとうございます。では、ルールがしっかりと徹底されている状態であ

れば、特に旅館業法で1部屋が旅館として営業されるケースというのはなかなか千代田区では難しいでしょうけれども、そういったものもあまり横行するような素地は今のところはないということによろしいのでしょうか。

○市川生活衛生課長 横行するかどうかはちょっと分からないんですけども、現在、旅館業につきましては数が非常に増えております。それで、ただ、その増えているということも、大規模な旅館、ホテルが増えているわけではなくて、例えば3階、4階建ての事務所ビルとして使われていたところを改造して、部屋数が3部屋とか4部屋ぐらい程度の旅館、ホテルを建設して、許可を取るという例が増えているんですけども、先ほど申したとおり、玄関帳場を、フロントをつくった上で、客を宿泊させる場合は24時間常駐させるということを千代田区では条例で義務づけをしておりますが、それを違反する旅館業者というのが今増えている実態にはございます。ですので、そういったところでもって、宿泊者が泊まっている際は必ず宿泊者の安全を守るという義務が旅館業者にはございますので、その義務を履行させるように指導、調査はしておりますし、これからも続けてまいりたいと考えております。

○大坂委員 ありがとうございます。いずれにしても、かなり双方、民泊と旅館業法、千代田区に関しては厳しい設定がされているというのが現状だと思いますので、それがしっかり守られるように、管理運用を徹底していくしか、恐らくこれは道筋はないのかなと思っておりますので、そこのところ、ちょっと負担は大きくなってしまいかもしれないんですけども、しっかりと徹底してやっていただけるようお願いをしたいと思います。

○市川生活衛生課長 私どもといたしましても、旅館施設ですとか民泊もそうなんですが、やはり違法なものがやはり増えるという現状は極力阻止しなければいけないと思っておりますし、また、現在、許可、届出を取っている施設につきましても、適正な営業しているかどうかということは常々確認をして、区民の方が安心、旅行者や何かが安心して宿泊できている環境を維持するように努めていきたいと考えております。

○大坂委員 ありがとうございます。

ちょっと細かな部分の確認なんですけれども、今回、民泊に対する——区に対してやってほしい要望事項として、モデル管理規約というところがあるんですけども、この中で一番最後のところ、民泊の全面禁止または届出制の導入というところがあるんですけども、基本的にマンションの管理規約って、民泊を全面禁止にすることというのは十分可能だし、国交省が策定した標準の管理規約にこれは盛り込まれていたとは思うんですけども、その辺の認識はいかがでしょうか。

○市川生活衛生課長 今、大坂委員がおっしゃったとおり、マンションにつきましては、管理規約でもって民泊を禁止すれば、そもそも民泊はできない、届出は受理できないということになっておりますし、また、届出日数につきましても、住宅宿泊事業法では年間180日というまず上限が設定された上で、千代田区につきましてはさらに、例えば地域において文教地区ですとかそういったところにつきましては制限をかけておまして、例えば文教地区、学校地区周辺につきましては、日曜日の昼から金曜日の昼までは営業ができないというふうにされておりますので、単純に計算すると、金曜日の夜と土曜日の夜しか宿泊できないということになっております。そうすると、年間で104日ほどしか営業ができないというふうな規制をかけておまして、実際、住宅宿泊事業法の上限よりは厳し

い規制にはなっているというふうには認識しております。

○大坂委員 ありがとうございます。では、この件に関しては、区で改めて管理規約、モデルケースをつくるまでもなく、十分にそれは一般的には周知されているものだというふうには認識をしています。

もう1個、この短期転売制限条項の設定というところなんですけれども、これに関して、マンションの管理規約に盛り込むことが可能なのか。もし仮にこれを盛り込んだとして、それが有効に効力を発生するものなのか。また、それらが短期転売の抑制につながるのかというところについては、ちょっと疑問があるんですけれども、見解はいかがでしょうか。

○山内住宅課長 こちらの短期転売制限条項につきましては、そういった規制が今のところないということもございまして、すぐにこれを入れてそれが効力を発するかというところは未知数でございます。国のほうで現在こちらの標準管理規約の改定も検討しているということでございますので、そちらのほうを見ながら、こちらのほうも対応のほうを検討してまいりたいというふうにご考えてございます。

○大坂委員 ありがとうございます。分譲するデベロッパーのほうでこういった条項を設定して、短期転売しないように制限をかけながら販売していくという例は恐らくあって、それが恐らく地域の貢献だったりとか住みやすい住環境の提供というところにはつながっている例はあるんだろうとは思いますが、改めて、マンション規約という形で入れることについて、やはりしっかりと検討というか、していかないと、本当にこれが入れても効力が発生しなかったら、全くやっても意味がないということになってしまいますので、国のほうでその動きがあるということであれば、しっかりとその辺は注視しながら、有効なものをつくるにはどうしたらいいのかというところの研究をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○山内住宅課長 今、委員のおっしゃられたように、国のほうの動向を注視しながら、しっかり対応のほうをしてまいりたいと考えてございます。

○桜井委員長 はい。

ほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは質疑を終了いたします。

この陳情の取扱いでございますけれども、委員長のほうからご相談がございまして、今、陳情者の陳情に対しての執行機関からのご答弁を頂きました。インバウンドの増などによってのいろんなご心配があるということでの様々なご心配を、この陳情文の中にも列挙されております。区として、国の動向を注視して、今後についてもしっかりと取り組んでいくという答弁がございました。また、陳情者が項目として3点について陳情の内容を列挙してございますけれども、このそれぞれにつきましても、現状、区としての対応をもう既に行っているもの、それと、今後、国の動向を見ながらしっかりと取り組んでいくと、いきますという、そういう区としての考え方をご答弁として頂いておりますので、この陳情につきましては、この国等の動向を注視し、それで、区としてしっかりと今後も取り組んでいただけるということでございますので、この陳情については、ただいま執行機関の報告と委員の皆様とのやり取りの議事録をもって陳情者にお返しして、審査を終了したいと思います。いかがでございましょう。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、そのようにさせていただきます。
暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前10時58分再開

○桜井委員長 委員会を再開します。

次に、神田警察通り関連についての陳情に移りたいと思います。本件に関する陳情は、新たに当委員会に送付された陳情、送付7-18、神田警察通り道路整備二期工事に伴うイチョウの保存についての陳情、及び継続中の送付6-3、9から11、14、15、23、25、29、33、41、送付7-13の13件でございます。新たに送付された陳情書の朗読は省略し、関連するため一括で審査をすることにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。そのようにさせていただきます。

なお、送付6-14の陳情につきましては、委員のみ陳情者名が分かる文書でございます。また、送付6-15の陳情書に添付の意見書は委員のみとなっております。委員の皆様には、本2点について、取扱いにはご注意願いたいと思います。

それでは、執行機関から何か情報がありましたら、頂きたいと思います。

○須貝基盤整備計画担当課長 神田警察通りの状況について報告いたします。

前回、令和7年4月24日の陳情審査以降の状況です。反対している一部の住民と外部の方から、イチョウの根本に居座るなどの妨害行為が続いておりましたが、6月8日にⅡ期区間の樹木の伐採が終了しています。今後のⅡ期工事は、抜根作業、歩道や車道の整備、植栽などを順次行い、本格的な道路整備を進めてまいります。ちなみに昨日から作業を既に開始しており、順調に進んでおります。

そもそもこの工事は区内の多くの方々から強く要望のある道路整備事業であり、残りの区間の車道と歩道の位置関係などの道路線形、街路樹やガードパイプ等の道路附属物の配置などは、沿道関係者で構成される協議会で長期にわたる議論を経て、既に決定しているものでございます。残り区間について、今年度中に道路整備に必要となる詳細設計を実施します。さらに、来年度以降必要となる道路整備の準備作業も洗い出しを行い、可能なものから順次実施していきます。

続きまして、資料のほうを提出してございます。陳情に関するものでございます。環境まちづくり部資料1に基づいて説明いたします。

陳情の内容に対する区の考えは、項番一一資料、よろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。項番1の6-3、そこの右側に回答として4点記載してございます。一つ目、この事業計画は協議会で何度も意見交換を重ねて合意を得るなど、話し合いが十分行われているものである。二つ目、議会からも、当初予算、契約議案、補正予算や契約変更議案などにおいて賛成の議決を重ねている。三つ目、裁判所からも、住民らのまちづくりに参画する権利又は利害を侵害するものではない。さらに、工事の決定手続きで住民の意向の聴取や反映が不十分ではないと判断されています。四つ目、Ⅱ期区間のイチョウの伐採は終了しており、計画通りの整備を進めていく。この4点のフレーズを組み合わせて、それぞれの

陳情に対して回答を記載してございます。

陳情が出されてから大きく状況が変わったという点は、Ⅱ期区間のイチョウの伐採は終了しており、現地にはイチョウは1本も残っていないということでございます。

なお、項番9、6-29、これは、協議会を見直し、多様な視点を持つ新委員の下でイチョウを残した整備をすることを求めると、そういう内容でございます。協議会のメンバーの構成については、本定例会の本会議におきまして答弁したとおり、神田警察通り道路整備の全体の道路形態は、平成23年以降、計21回にわたって開催された協議会で十分な議論を経て既に決定しており、本道路整備について協議会を開催する予定はございません。

説明は以上でございます。

○桜井委員長 はい。ご説明を頂きました。委員の皆様からご質疑はございますか。

この「6-」というのは、令和6年ということですよ。時間が結構たっているのに、改めてというご質問でも結構ですから、理解を深めるためにご質問していただいて結構です。ございますか。

○岩田委員 すごい細かいことで恐縮なんですけども、抜根って、根っこを抜くわけですよ。その抜いた根っこというのは何かに活用するんですかね。捨てちゃうんですかね。

○須貝基盤整備計画担当課長 処分いたします。

○桜井委員長 だから、利用はしない。

○須貝基盤整備計画担当課長 利用しないです。再利用はせず、もう既に伐採しているものです。

○桜井委員長 岩田委員。

○岩田委員 ということは、言い方はあれですけど、ごみとして処分するということですよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 資源として再利用という形です。

○岩田委員 えっ。

○須貝基盤整備計画担当課長 再利用。再利用というか、チップとして使えるような形になってございます。

○岩田委員 ふーん。チップって、何のチップで、どこに、どういうふうに見えるんですか。

○桜井委員長 もう少し具体的に言ってください。

○須貝基盤整備計画担当課長 それは業者のほうに任せていますので、どこの場所という形には、ちょっとこちらでは分かりません。

○桜井委員長 燃料として、チップだから燃料として使うということなんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 そのとおりでございます。

○桜井委員長 そういうことなんですって。

○岩田委員 ああ、燃やすということなんですね。

○桜井委員長 うん。よくあるよね、こういう小さいもの。

○岩田委員 はいはいはい。

○桜井委員長 ね。そうそうそう、キャンプで使うときになんか、こうやって、あれで売っているじゃないですか、チップ。そうなのかもね。

○岩田委員 はいはい。じゃあ、それを燃料として使うということで、区には利益として何か入ってくるんですかね。

○桜井委員長 それはないだろう。

○須貝基盤整備計画担当課長 区のほうには利益としては入ってございません。

○桜井委員長 入って。

○須貝基盤整備計画担当課長 工事費の中で全て含まれています。

○岩田委員 利益。利益として。

○須貝基盤整備計画担当課長 利益というか、工事費の中に全て、処分からそれをまた再利用するという点について含まれているということです。

○岩田委員 ああ。つまり、それによって利益は得られないどころか、処分費用がかかるということではないんですよね。それで、その費用は工事費の中に入っているという認識でいいんですよね。

○須貝基盤整備計画担当課長 処分費というのは、全てそれも含めての処分費でございます。

○桜井委員長 うん。だから入っているということだ。

ほかにありますか。

○春山委員 II期の工事がやっと順調に進んでいるというご報告があったと思うんですけども、全体の工期、V期までの工期のスケジュールと、この一時中断によってどのくらい工期が遅れる見通しなのかも含めて、今後のスケジュール感のところ、この中の陳情、イチョウ伐採を残してくださいという声もありながら、要望の強いIV期、V期を早く進めてくださいという要望も入っていたと思う。その辺のスケジュール感を再度ご説明いただけますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 II期工事につきましては、取りあえず、取りあえずというか、今年度中に終わるという計画でございます。ただ、ちょっと年度当初、予定以外に遅れたということがございますので、そのところは、今、一生懸命、3か月程度。あ、全体としては3年遅れておりますが、II期工事については、今、予定としては年度末までに終わらせると。一生懸命頑張っているところです。IV期、V期、それ以降のことにつきましては、先ほども申し上げたとおり、II期工事が進んで、今年度中にそれ以降の道路の詳細設計に入って、その後進めていくと、今、計画しているところでございます。

○桜井委員長 いいですか。

○春山委員 はい。

○岩田委員 関連。

○桜井委員長 岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 ということは、III期工事はどんな感じで進んでいますか。例えば地元の方々の意見とかそういうのとかも含めて、どういう感じで今進んでいる最中でしょう。

○須貝基盤整備計画担当課長 先ほども申し上げたとおり、III期以降の道路の線形、全体的な形というものは、既に決まっているということでございます。

○岩田委員 だから、地元の方の意見とかそういうのも含めてと言ったじゃないですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 協議会等を開催する予定はございません。

○岩田委員 「ございま」。

○桜井委員長 ちょっと、語尾が聞こえない。

○須貝基盤整備計画担当課長 ございません。

○桜井委員長 岩田委員。

○岩田委員 「ございません」。それは何でなんでしょう。またそうすると、地元の意見を聞かないとかいうことになる、また地元が二分するみたいなようなことになったりするんじゃないですかね。やっぱり丁寧な説明が必要だと思うんですけど、そこはどのように考えていますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 これも何度も申し上げていますが、裁判所でも住民の意向や聴取、反映、そういうものは不十分ではないと、そういう判断もされております。協議会のほうでも、平成23年度以降、計21回にわたって協議された中で、十分議論されてきたということを確認してございます。

○桜井委員長 岩田委員、ちょっと待って。岩田委員が求めている、そういう地域の協議については、それはⅢ期工事以降のことについて言っていらっしゃるでしょ。Ⅱ期工事については、今、一通りこういう結果が出たよと。それで、Ⅲ期工事以降については、今までも、前の委員さんだったからお分かりだと思うけど、後ろからやったほうがいいんじゃないのとか、いろいろな意見が出ていましたよね。当然Ⅲ期以降の工事についての協議会を立ち上げていただいたりして、それで地域の声を聞いていくということについては当然やっていくということなんですよ。

○岩田委員 声は聞かないと言っていましたよ、さっき。

○桜井委員長 いやいや、その部分については。このⅢ期工事以降のことについて。

ちょっと休憩するよ。えっ、そうじゃないの。

午前11時11分休憩

午前11時13分再開

○桜井委員長 委員会を再開します。

岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 答弁を聞いていると、裁判所でこういうふうに出たからとか、23年度以降こういうふう話をしたからと言っていますけど、結構時間もたったと思うんですよ。社会情勢も変わって、皆さんの意見も変わっているんじゃないかなと思うんですよ。1回やったからそれでいいじゃなくて、それは、1回やったからって、まあ23年度以降は何回もやったと言っているんですけども。またそれで、じゃあ、もう何年も前に決まったことですよ、やりますよと言ったら、新たな住人だっていたりするわけじゃないですか。だからそこをやっぱり丁寧にやらないと、また同じようなことがあったら、お互いに不利益を被ると思うんですよ。区だって、また工事が遅れたといったら大変な思いをするでしょうし、やっぱり住民だって、何だよ、聞いていないよという話になったら、またそれこそ割れちゃうんじゃないですかね。だからやっぱりそこは丁寧にやっていただきたいと思うんですよ。そこをばっさりと、いや、もう聞きませんよ、話は聞きませんよというのではなくて、そこはやはり丁寧にやっていただきたいと思うんですが、どうでしょう。

○須貝基盤整備計画担当課長 その辺のお知らせ等は丁寧に進めてまいりたいと思います。工事に……

○桜井委員長 環境まちづくり部長。

○藤本環境まちづくり部長 今ご説明、今の補足答弁ですけれども、もうこの工事は既に決まっていることと、多くの方々がこの今の計画を進めてほしいというすごい要望がありまして、そういう意味で、この工事を着実に進めていくというのは我々の区としてのスタンスでございます。

○岩田委員 既に決まっているのは分かっています。また、多くの方がと言うんですけども、その当時は多くの方かもしれません。で、また意見が変わっているかもしれないじゃないですか。もう随分たっていますよね。Ⅱ期工事だけでも何年もたっている。だからそれを見て、もしかしたら考えが変わっている人もいるかもしれない。やっぱり新たに次に入るんだったら、やりますよという説明会なども開催して、ちゃんと意見を通して、もうこれで皆さんの意見は大丈夫ですね。盤石なものにしてから進めたほうが、区としてもいいと思うんですよ。住民のほうはもちろん、区としても、こんなにちゃんと意見を取ったじゃないですか、もう大丈夫ですよ。言うてからやったら、もうそれこそ文句が出ないというふうに思うんですよ。どうでしょう。

○藤本環境まちづくり部長 今のご質問ですけれども、これまで3年も工事が遅れておりますし、妨害行為によって約1億円も経費が増加しているということを踏まえたと、やはり区といたしましては、これをしっかり今の計画を進めていくと。しかも多くの方々が希望されているわけですので、それにのっとってしっかりとやっていきたいということでございます。

○岩田委員 だから、例えばその3年工事が遅れているというのも、やっぱり十分な説明ができていなかったから、聞いていないよという住民の方も多くて、それで、木を守るといふそういう行動に出たんじゃないですかね。決してこれは妨害行為ではなく、工事は進めてくれと言っていたんですよ。結局、意見は、工事を進めてくれは一緒。ただ、木を守りながらやってくださいよという話で、そういう、何か、何ですかね、案を出しても全部ぶった切られて、いや、これは決まっていますからやりますよと、多くの方が言っていますよと。じゃあ、多くの方ってどれぐらいなんですか。それを直近でじゃあ調べてください、そういうのを。本当に多くの方なのかどうか。

それでもそういう結果が出るんだったら分かりますけども、多くの方が多くの方が言っても、何年もたっていて、本当にまだ多くの方なのか。そこは丁寧にやっていただきたいという話なんですよ。それは先ほども言ったように、決まったことですからと言って工事をどんどん進めちゃって、後で異論が出たときに工事が止まるじゃないですか。それは、私たちとしても、私たち区民としても、お金が余計にかかる。時間もかかる。それはやっぱりよくないことだと思います。区としても、やっぱり工事がすぐにできなかつたら、それは損失になるわけじゃないですか。なので、両者のためにもそこは丁寧にやって、大丈夫だよと分かってからゴーで一気にやってほしいというんですよ。もうこれは何年も前に決まったことですから、決まったことですからと言うんだたら、また割れることになるんじゃないですかという話です。

○須貝基盤整備計画担当課長 繰り返しの答弁になってしまうかもしれませんが、裁判所、ですね、工事の手続で、住民の意向の聴取や反映は不十分ではないということは言われておりますので、我々としては説明はちゃんとついているということで認識してございます。

○桜井委員長 はい。

ほかにありますか。

○小林委員 ちょっと僕も新しい委員なんで、基本的なことも聞くかもしれないです。

このⅠ期からⅤ期までの工事というのは、もう当然協議会で決まって、もう全部ができて進んでいく中で、Ⅱ期工事で止まっちゃって、1億円もかけて、余計なお金がかかったと。それでやっと全部切れたから進めますよということは、今、陳情審査なんでまとめてやっていますから聞くんですけど、一つ疑問に思うのは、どこの工事でもそうなんだけど、全部決まって、現場に出たときは、現場でそのとおりでできないことが起きますよね。そのときは対応するじゃないですか。対応するじゃないですか。基本的に道路の幅を変えようとかいうんじゃないで、現場に入ったときできないことというのは、実際、まちの中の方から新たに、ここは困ると言われたところがあったりすると、対応するじゃないですか。基本的なところじゃないですよ。部分的なところで対応するようなところが出てくるじゃないですか。そのときには、先ほど委員長も言われたけど、協議会はもう開かないの。もう開かない。協議会というのは解散しちゃっているの。解散しているんですか、協議会はもう。

要するに、協議会マターにしないで、役所が判断するということなの。何か新たに、今言ったようにⅠ期が終わって、Ⅱ期が終わって、Ⅲ期にも入っていくときに、もう全てⅤ期まで計画ができていくからこれをやりますというのは、それは結構なんだけど、やっていくことによって新たに問題が出てきたとき、課題、全面的なことじゃないですよ。そのときには協議会はもう開かないと先ほど言っているんだけど、それは何でそんな開かないということになるのか、ちょっと教えてください。

○加島まちづくり担当部長 協議会の事務局は地域まちづくりのほうでやっていますので、私の所管になりますので、私のほうでお答えさせていただきます。

協議会を開かないということのご質問ですけれども、今いろいろとお話しになった中で、神田警察通りの整備の内容、これに関しましては、過去数回、何十回にわたる協議会の中でご意見を聞き、区がこういった形で整備しますということで、整備の内容は区が最終的に決めたというところで、その根本的なところは変えませんと。それは植栽も含めて、課題になっているイチョウの伐採も含めて、伐採しますよという、その基本的なところは最終的には区が決めています。それはⅠ期から、まあⅠ期はちょっと変わりましたが、Ⅱ期からⅤ期も変わりませんといったところが先ほどから言っているところです。そこを協議会をまた開いて議論するということはないということは、しっかりご了解、ご了解というか、ご認識いただきたいと。それ以外にいろいろとまちづくりが進んだりもしていますので、そういった中で協議会を開くといったことはあり得るかなと思いますので、神田警察通りのこの整備の内容について、再度、Ⅲ期からⅤ期までの工事内容について協議会で議論するということはないということです。

○小林委員 することはない。ないのね。そうすると、あとは役所が個別対応するということだね。するということですよ。

それで、もう一つ。これ、僕は基本的に役所として、役所って、基本的に継続性、継続性を持って進めてきているんだけど、これ、こんなに混乱しちゃったのは、僕ちょっとずっと前に戻りますけど、Ⅰ期で区が方針を変えたから、イチョウを残すように変えたからというのがあつたわけですよ。その部分で、Ⅰ期はイチョウを全部切ると言っていたのに残

しちゃった。そこを協議会の人からも聞いたんだけど、あれをやるからこんなにもめているんだよとも言われる。協議会の人もね、あれがなければもうずっと行っていただんと言っていて、区は区で意思を変えたわけですよ、Ⅰ期は。Ⅱ期は意思は変えなかった。

要するに、今度Ⅲ期はどうなるかと、Ⅲ期は変えないですと行くんでしょけど、Ⅰ期からⅤ期までの連続性というのを考えると、役所はどう評価するのか。Ⅰ期をどう評価して、道づくりというのは継続性が必要なんで、さあ、イチョウ、イチョウ、イチョウ、桜、桜、桜となったときの、区はどういう責任というのかな、を取りながらこの事業を今後進めていくのかというのは、このⅡ期が終わった時点で1回整理されたほうがいいと思うんですね。その辺のところは、いや、Ⅰ期はちょっと目をつぶっておいてくださいと。Ⅱ期からきれいになりますとは行かないと思うんで、その辺の見解というのはお持ちでないかと、説得力がないと思いますけど、ちょっとその辺の見解を。

○須貝基盤整備計画担当課長 Ⅰ期工事につきましては様々なご意見がございまして、その中で、議会のほうからも、イチョウを残しての整備にするべきだというご意見を頂きまして、そこで警察等と協議をいたしまして、そのⅠ期工事の街区ですとかパーキング、その沿道状況によって……

○小林委員 えっ。

○須貝基盤整備計画担当課長 沿道の状況が違います。車の乗り入れがないとか、そういうものがございまして、その中で、パーキングをなくした形で、Ⅰ期だけはパーキングをなくした形での整備ができるということで、あのような形になったと。ただし、そのときでも、Ⅱ期以降についてはそういう形ではできないというのは、もうそのときからずっと申し上げておりました。

道路としての一気通貫ということでいきますと、Ⅱ期工事以降のところは、ですから、Ⅱ期と同じような形で進めていきたいということで考えてございます。

○桜井委員長 小林委員。

○小林委員 だったら、Ⅰ期とⅡ期の連続性というのはないということだよ。ないということだよ。意見を感じて、街路がでかくて、幅員もあって、意見が出て議会も要望したから、これについては計画は変えて、イチョウを残していい、そういう整備をして残したよと。だけどⅡ期以降はもう計画どおりやるよ。だからⅠ期とⅡ期の連続性はないと。要すればⅡ期からⅤ期の、これ、ここは道路なんです。神田警察通りというのは、Ⅱ期からⅤ期が貫通する道路であって、Ⅰ期は切り離れた。Ⅰ期のよさを区として勘案して、Ⅰ期は終わらせていると。だから実際この警察通りというのは、Ⅰ期－Ⅴ期とあるけれど、そうじゃなくて、Ⅱ期－Ⅴ期という話ですよ。というふうに理解しておけばいいですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 この神田警察通りは、自転車走行空間の整備という事業でございまして、そういう意味で、自転車走行空間、歩道を拡幅して自転車走行空間も確保して、バリアフリーということで、連続しているという考えでございまして。

○小林委員 ちょっと行ったり来たりしている。そりゃ道路の継続性というのは当然、自転車の通行性も当然それは言っている。そこを言っているんじゃないかと、そこは当然確保しますと。今言っているのは問題になっている並木の話をしている。並木はⅠ期はもうイチョウ並木で終了。あと以降は新たにつくる、イチョウで完結するということで理解すればいいんでしょ。そこを言っているんで、道路の継続性はそれは当たり前。そこだけはち

ちゃんと整理しておかないといけない。

○須貝基盤整備計画担当課長 おっしゃるとおり、Ⅰ期工事のところはイチョウを残したということで、Ⅱ期以降は、今はヨウコウザクラということになっております。おっしゃるとおりでございます。

○桜井委員長 はい。よろしいですか。よろしいですか。

最後に。岩田委員。

○岩田委員 先ほどから協議会は開かないよということなんですけども、協議会ではそういう意見が一致したとして、地元住民の方はどうなんですか。先ほどから、多くの方が、多くの方が賛同と言っていますけど、じゃあ何人にどれぐらいのアンケートを取って、どれぐらいの賛成が得られたんですか。そういうのもって初めて「多くの方が」と言えると思うんですけども、やっていないのにそういうことを言っちゃ駄目だと思うんですが、どうお考えですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 アンケート調査も令和元年度に行っております。それも含めて第16回の協議会で全体の線形をお示しして、それで合意を頂いたということでございます。

○岩田委員 それもさっき言ったじゃないですか。もう随分古い話じゃないですか。元年ですよ。だから、新しくちゃんと皆さんの意見を取って、それで、多くの方がと言うなら分かるけども、そんな何年も前の話を持ってきて、取りましたよと言うと、また地元が割れるんじゃないんですかという話をしているんです。だから、そういうのもちゃんとやって、説明会もやって、そして盤石の体制で工事を進めてほしいんですよ。それはお互いのためですよという話をさっきからずっとしています。

○須貝基盤整備計画担当課長 同じようなお答えになるとは思いますけど、協議会をやって、皆さんのご意見を頂いて、決まってきたということでございます。

○岩田委員 答えていない。答えていない。答えていないよ。

○桜井委員長 まあ、過去の中で、そういう手順・手続はきちっと踏んできて、こういう結論になっているということね。そういうことです。いろいろご意見があるかもしれませんが、ご意見として頂きました。

春山委員。

○春山委員 1点、協議会についてご質問させていただきます。先ほどこの、もう神田警察通りの沿道整備推進協議会は、一旦この形というのも決まっているので、今後開催しないということを確認させていただいたんですけれども、今後それ以外に起きてくる沿道のまちづくりなどで、協議会というのが立ち上がってくるとは思うんですけれども、この男女の構成比であるとか偏らないということはやはり大事な視点だと思うんですけど、今後の協議会の在り方についてお答えいただけますか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 男女比構成だとか多様な視点という部分でいきますと、これまでも何度かご答弁させていただいておりますが、区としても委員の構成を見直していく必要性はあるという認識でございます。

今の協議会として、全体のまちづくりの話をさらに議論をしていくのか、また、令和5年に神田地域のまちづくり方針を決めておりますけども、整備とともにエリアマネジメントだとか地域運営を展開していくという中を考えていったときに、今の協議会の構成で運

用していくのかどうかというのは、またちょっとその構成を考えるべきなのかなというふうな認識でございます。

○桜井委員長 いいですか。

○春山委員 はい。

○岩田委員 関連。

○桜井委員長 関連。はい、岩田委員。

○岩田委員 男女比の必要性を、そのことを考える必要性を感じていますと。で、そういう考えるべきだなと思っています。いや、思っているだけじゃ変わらないんですよ。やっぱり変えていかなければ。それは、いつ、どのような形で変えるのか。そういうような予定とか、そういうのがあれば教えていただきたい。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 今回の協議会で協議しなければいけない議論があって、必要性があれば、速やかに協議会を開催していくべきだというふうに考えています。そのときに、これまでは過去21回、協議会を重ねておりますので、そこですんなりメンバーチェンジというか、総入れ替えをするような考え方でいくのか。そういう検討をしてきた皆様のご苦勞もありますので、そこでちょっと一旦諮りながら、どういう形で、段階的にちょっとメンバーを入れ替えていくのか、一斉に入れ替えるのかも含めて、そういったやり方についてはまさに区のほうで今考えているところです。

○岩田委員 必要性があれば変えていきますというご答弁でしたけども、その前の答弁では、男女比を変える、そういう考える必要性を感じておりますと言っているんですよ。感じておりますと言っているのに、必要性があれば変えていきますって、どっちですか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 まず協議会を速やかに開催するかについては、必要に応じて開催の時期を検討します。一方で、男女比の部分については、なるべく現行の附属機関基準に合わせるような形に我々は努めていかなきゃいけないと考えておりますので、それは次回協議会で、できれば速やかに変えていきたいというような意向はございます。

○桜井委員長 はい。意向があるということです。

岩田委員。

○岩田委員 意向があるということは、議題にのせるということでもいいですかね。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 協議会の開催を通じて、それを議題にするということもあろうかと思えます。

○岩田委員 「あろうかと思えます」。じゃあ、するかどうか、分からないんだ。

○桜井委員長 大坂委員。

○大坂委員 今、協議会のメンバーの話だと思うんですけども、今、答弁の中で、一斉に変えるということも可能性としてはあるような答弁だったんですけども、これまでの議論の継続性ですとか、地域の方々の貢献性だったり、いろいろなことを考えると、いきなりぱっさりとやってしまうと、それはそれで大きな反発は出てきてしまう可能性があるんだろうなというふうに今答弁を聞いて感じたものですから、そこはやっぱり丁寧なやる必要はあるだろうなと。もちろん男女比ですとか、様々な要件に照らし合わせた形で、いろいろと入れ替えというのは必要なんだろうけれども、そのところのやり方を間違えてしまうと、大変なことになりかねないなというところを今感じたので、そのところはちょっと注意をしていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 今、大坂委員がおっしゃられたように、協議会、これまでやってきた部分の議論の継続性という部分、内容の継続性、あるいは逆に、総入替えじゃないですけども、メンバーが大幅に変わること、相当な数が変わることによって、協議会のこれまでの蓄積を無駄にするような形でというのは、我々も危惧する部分ではございます。なので、そこについては、やはりどういう形で構成を考えていくべきかという部分は、協議会の委員の方にも聞かなきゃいけないというふうには思っておりますので、そういった部分を通じて、男女比率を極力やはり現行基準に合わせていくという部分は我々も努めていきたい。ただ、この町会から女性を出していただきたとか、その部分についてはなかなか難しい部分もあると思いますので、様々そこについては区の事務局側として検討させていただいて、いい形で、協議会を継続する場合は、その継続の形が取れるような体制を整えていきたいと考えております。

○大坂委員 この神田警察道路に関しては、この道路の整備だけじゃなくて、沿道に再開発もかなりこれから多数あると思いますので、その辺もしっかりと継続した認識を持ちながら、人選ですとか協議会の運営というのは注意をしながら進めていっていただかないと、やはりどこかでまた大きな反発の声が上がってこないように、うまく進めていっていただきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 今、委員のほうから重要な部分をご指摘いただいておりますので、十分その点を踏まえ、留意しながら、検討していきたいと思っております。

○桜井委員長 はい。ありがとうございました。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは質疑を終了します。

今、委員の皆さんから最後にご質疑を頂いた6-29については、今、この神田まちづくり、警察通りのⅡ期工事関連の陳情というのは13本あるんですけども、唯一この6-29については委員の構成についての要望ということで、それ以外の12本については、神田警察通りのⅡ期工事の中断と変更、イチョウの木の伐採中止、保存に関する案件で共通いたしております。執行機関のほうから、このⅡ期工事についての伐採は全て計画どおりにもう終わっているという、そういう答弁を頂いておりますので、この陳情をこのまま引き続き行っても、既に伐採が終わっているということもあって、陳情を審査するにはちょっとなじまない環境になっているということでございますので、委員長のほうから皆さんにお諮りしますが、本日の議事録をもって陳情者にお返しして、審査をこの13本は終了したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。そのようにさせていただきます。

暫時休憩します。

午前11時37分休憩

午前11時38分再開

○桜井委員長 委員会を再開します。

次に、外神田一丁目南部地区のまちづくり関連について、陳情審査を行いたいと思えます。本件に関する陳情は、継続中の送付5-14、30、39、42、送付6-4の合計

5本であります。関連するため、一括で審査をすることとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、執行機関から何か情報がございましたら、頂きたいと思えます。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 外神田一丁目の関連の陳情審査につきまして、陳情審査に関連しまして、外神田一丁目南部地区における現時点までの状況について、まずご説明させていただきます。

外神田一丁目南部地区につきましては、令和5年7月25日開催の都市計画審議会において、原案どおりでの決定に関する答申を受けております。その後、10月13日付で地区計画の決定、告示を行っております。また、その後、令和6年の区議会第1回定例会における建築条例の審議の際、条例の内容だけでなく区有施設の在り方に関連することもあることから、企画総務委員会との連合にて集中的な審査を経て、令和6年3月15日にご議決を頂き、条例公布を行っております。

それでは、ファイル番号02、環ま02の資料2をご覧ください。こちら、外神田一丁目南部地区に関する陳情の一覧です。左にありますNo.1、送付5-14と、No.2、送付5-30、及びNo.4、送付5-42に関しましては、都市計画手続や当該地区計画の建築条例審査前に、再開発事業における区有施設等の内容について、説明会の実施や情報共有の状況等の確認を求めている内容となっております。回答欄のように区は対応しながら、先ほどご説明したように、都市計画手続並びに建築条例の審査は終了しております。

次に、No.3、送付5-39につきましては、当該時点での想定される市街地再開発事業の事業費と建設費の説明を求めている陳情です。令和5年12月1日の当委員会で想定事業費をお示しし、さらにその後、12月25日には、当委員会を懇談形式として、準備組合の事務局に来ていただき、事業の見通しや今後の事業費変動に対する対応の考え方について懇談し、説明がなされております。

次に、No.5、送付6-4につきましては、不当な圧力や癒着がなかったかとのことについて、区としてそのような事実はなく、意見はない旨、令和6年2月6日の当委員会でお答えしております。

陳情に関連する区からのご説明は以上となりますが、外神田南部地区については、現在、市街地再開発事業の組合設立に向けて調整を行っているところです。当委員会では、同意率の状況について都度ご質問に挙がっておりますので、同意率についてのご説明もいたします。

令和6年11月29日に資料としてご報告させていただいたものが最新の状況となっております。権利者34人のうち、公共地権者である国と東京都、千代田区を除いた民間地権者のみの同意状況は、権利者数及び面積ともに3分の2以上となっております。一方で、再開発組合の設立申請時には、公共地権者3者もカウントされることとなりますので、公共地権者3者の数も合わせて3分の2以上の同意が必要条件となります。そのため、引き続き民間地権者の同意率も、同意も上げる努力をするよう、準備組合には働きかけております。

同意率や、区有施設である清掃事務所や万世会館に関わる区有施設の条件整理の状況、

事業計画につきましては、引き続き、適時適切に当委員会等にもご報告させていただきたいと思っております。

説明は以上です。

○桜井委員長 はい。ご説明を頂きました。本件の陳情5件についてでございますけども、一括で審議をさせていただきたいと思えます。

5-14、5-30、5-42については、区の施設に、区有施設との関連するものではございますけども、今ご説明がありましたとおり、都市計画審議会、または建築条例は既にもう終わっているという状況でございます。それと、5-39と6-4については、今の3本とはちょっと違った陳情とはなっておりますけども、それについても今ご答弁を頂いたということでございます。

委員の皆さんからご質疑がありましたら、頂きます。

○岩田委員 今、委員長のおっしゃっていた5-39のところの直近の総事業費と建設費を含む内訳、答弁いただいたということなんですけども、詳しい数字なんかはまだ頂いていないんで、やっているところというのは。

○桜井委員長 えっ、5-30。

○岩田委員 39。9。直近で。

○桜井委員長 5-39。

○岩田委員 幾らで、それで税金が幾ら入るのか。何か工事費が上がっていると。これで、これで、これが直近。今は。工事費が上がっていると聞いていますけど、これでもう決まりですか。（発言する者あり）これでもう、工事はこの値段で決まりですか、じゃあ。

○桜井委員長 岩田委員ね、この5-39の総事業費と建設費についての陳情を頂いたのが去年9月5日なんだよね。

○岩田委員 はい。

○桜井委員長 で、9月5日のときに頂いて、その後の陳情審査をしたときの、（発言する者あり）あ、おとし。おとし。随分前だね。それで、そのときの金額はそのときにもご答弁を頂いているということなんでね。そういうことなんです。今どうなんですかというのは言えると思うけど、このときの数字を持ってきてどうこうと言っても、そのときでもう報告は終わっちゃっていますから。

○岩田委員 はい。もちろんです。

○桜井委員長 ね。

○岩田委員 まさに、今、委員長がおっしゃってくれたとおり、工事費が上がっているじゃないですか。もう、1年前、2年前に比べてかなり上がっていますよね。それで、例えば他区ですけども、中野サンプラザにしても何か工事が止まっちゃったりとかしているじゃないですか。で、そういうのも考えて、今ってどれくらい上がっているんですかね、それから。このときが直近だというんじゃないで、もう上がっているじゃないですか。ほんの1年、2年の間にすごい上がっていますよね。それを聞いているんです。

○桜井委員長 大丈夫なのということを知りたいわけね。

○岩田委員 そうです。そうです、そうです。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 岩田委員のご不安というかご心配の点はごもっともだと思います。全体の市況的なものでいけば、相当工事費が上がっているというのは事実

です。一方で、この先ほどこちょっと説明の中で申し上げましたが、令和5年12月1日で当時の事業費想定を提示させていただいています。またその後、当委員会で準備組合にお越しいただいて、工事費、実際、もうそのときから上がり始めている状況がありましたので、そういったものをどういうふうに事業の中で吸収というか、相殺していくかというような考え方とか、そういった部分、またそういった変動に対する考え方について、令和5年12月25日に懇談会形式で、まず考え方ですね、その部分について、対応方針を準備組合からも提示され、懇談したという状況です。

今々、じゃあ事業費が幾らなのかという部分につきましては、まさに都市計画決定がされて以降、いろいろ設計条件だとかそういった部分を、手を動かしながら準備組合も進めておりますので、ある程度工事の全体としての設計が上がらないと、全体の工事費というのが精緻な数値というのは出せないということで、我々も実際今の段階で幾らということは申し上げられる状況ではございません。

○岩田委員 それが聞きたかったんです。ありがとうございます。

○桜井委員長 はい。ほかにありますか。

○小林委員 2点あります。

1点は今の会話の中で、質疑の中で、いろいろコロナがあったり資材が上がったり人件費が上がったりして、これ、費用が上がるのは千代田区だけじゃなくて、再開発は全部だと思うんで、それはしょうがない。上がったからやらないというわけじゃなくて、上がったって上がったなりのやり方はあるんだけど、今聞きたいのはそこじゃなくて、上がっていて試算できないといっても、千代田区の場合は、ここに公共施設が入ったり区道があったりして、税金を投入することになっていますよね、かなりの金額。そこがどれぐらい動いているのか。精緻な細かいところまで聞くんじゃなくて、どれぐらい上がったのかというんで、すぐ影響してくるわけでしょ、予算に。

その部分のことはやっぱり区としては算定していないと、上がりました、事業はこう膨れ上がります、区としてもこれだけ出します、なんて急に言われても困る話なんですよ。その分は区としては、どう試算しているのかというのは聞かなくちゃいけないんだよ。倍になるのか。それ、大変なことなんで。5割増しなのかというのも、これ、中途半端な金額じゃないんで、そこは区としては試算していないと、組合がやっているから、計算しているからいいというふうにはならない。責任があるんで、その部分を、その見通しというのはどうなっているのかお答えいただきたいのと。

あと先ほど、報告しているよと言ったんだけど、これが非常に大切なところで、地権者と借地権者と面積、これが現状どうなっているのか。先ほど、3分の2確保しましたよ。僕、前の特別委員会で3分の2確保しているんですよと言われて、部長とやったじゃないですか。やってみたら全然3分の1なかったということがあったんで、その辺というのは、ここまで来たら、もうちょっと精緻、これこそ分かっている数字があるんだから、面積何平米のうちの何平米まで合意を得ています。地権者も34地権者の何地権者までできています。借地権者も何地権者まで出ていますというのは、ここでははっきり言ってほしいんですよ。そこがないと、前、1回そういう前例があるんで、そこをしっかりとっておかないと。だから、国も東京都も区も入りますから、間違いのない、3分の2でございます、それ以上ですと言われても、それはちょっと困るんです。民間の数字をはっきり出してもらわ

ないといけないんで、今の現状、準備組合から報告があった部分をお示しいただきたい。
○加島まちづくり担当部長 本日、陳情の審査ということでしたので、まず陳情の審査に対しての我々の少し考え方というか、今、小林委員が言われたように、同意率に関しても、特別委員会の委員長だったときにもございました。そのときは3分の2、いろいろな考え方で、やり取りがあってということであったと思うんですけど、当委員会の中でも、都市計画決定前に関してはいろいろと、そこが3分の2上がっていないからどうなんだと。実際できるのかというところがあり、その後、民間の地権者のみに関しては3分の2以上もういったといったようなものをご報告もさせていただいて、ただ、公共はどうなのというようなところがあって、いろいろと議論がそのままあったといったところがございます。したがって、今回のこの陳情に関しては都市計画決定前の話なので、それは我々としては整理がついているというふうな認識です。

一方で、言われたように3分の2の同意はどうなのといったところは、それはしっかり民間のほうの同意を上げようよということ、再開発、市街地準備組合のほうにも話をし、今、上げる努力もしてもらっている。それは区が直接出て行って権利のことなんて言えないので、準備組合さんが一生懸命やってくれないんですけど、上がってきているというような状況もあり、それを過去何回か当委員会にも資料でお示ししております。本日は示しておりませんが、先ほど11月何日というふうに説明したと思うんですけど、昨年11月何日かの当委員会の、こういった資料ですね、これもブックで見れるのであれば、それを開いていただければ、環境まちづくり部資料1、令和6年11月29日、そこに面積とかそういった……

○小林委員 ちょっと言ってよ。そこでは分からないから。

○加島まちづくり担当部長 令和6年11月29日の環境まちづくり部資料1です。これは、先ほど言ったように、都市計画決定後のやつなので、実際に組合設立するためのということなので、今こういった状況ですといったようなところですよ。

それとあと、見通し、お金のほうの、今日ここで、すばっとお金という話はちょっとできはしないんですけど、やはりそこら辺のこの外神田一丁目に対するまちづくり、外神田一丁目南部地区について、この区も入った市街地再開発事業をどう進めていくのかということに関しても、これは今年の3月25日、前期の当委員会の中でも資料としてお示しをしております。もし今見ていただけるのであれば、これは何番だ、令和7年3月25日の当委員会の15番ですね。15番の資料を開けていただくと、外神田一丁目南部地区についてということ、あります。

それを開いていただくと、今現在のところが赤い点線のところになっておりまして、それを見ていただきますと、区有施設、これに関しましては、清掃事務所及び万世会館、その具体的な設計、ある程度の設計が進んでいかないと、区も幾らかかるのかだとかということもできないと。これは区だけではなくて民間の方々も一緒なので、今そこをやっていると。先ほどご説明したように、民間のほうの同意率を上げること、あとは区の、区に関してはちょっと所管が違うかもしれませんが、区の中の設計だとかそういったものをどういうふうにするかということ、今調整して、そういったものがまとまるといって、なかなか工事費だとかというのは出てこないといったようなところですよ。

あとは、ご存じのように再開発事業なので、保留床をどのぐらいで売却だとか、そうい

ったものでできるかというところで、外神田一丁目、秋葉原なので、そこが、何というんでしょう、まだまだ発展していくような秋葉原ということを我々も考えておりますので、そういったことを踏まえると、事業としては当然ながら進められていくというふうには考えているといったようなところでございます。

○小林委員 その言われることはよく分かるんです。設計に入らないと幾らかかるか分からないというのは分かるんだけど、今そこじゃなくて、資材が例えば5割上がりましたとか、工賃が何割上がりましたとかという大きな話。設計して細かい算出をしないと幾らになるか分からないというのだって、それは10億かかるのか、それが20億になるか、全然違う話で、これ、積んでいけば幾らかになるでしょうというのは分かります。そこはそんな細かいことを言っているんじゃないで、区が大きな金額をこの事業に投入するじゃないですか。そののところがどういうふうに動くのかというところ。これ、ちょっと陳情審査なので詰める話じゃないんだけど、そののところは全部終わってから、計算が終わってから、幾らですよと言われても困る。困るんで、そののところが要するにかなり大きな話をしてくれないと不安になってしまいますよという話。

それからもう一つ、ごめんなさい、もう一つ。地権者の話、同意率の話なんだけれども、これ、ちょっと僕は9月にいなかったんで、今見ろといってもたくさん資料があって見れないんで、ライブでやったほうがいい。ライブで。と、これはライブでやらせていただきたいんだけど、66.66%ですよ、民間は。要するにまちづくり担当部長は常に東京都とか区とか国の数字を入れたがっていたんだけど、前から、特別委員会のおかげから。それはもう全部なかったことにして、民間の本当に純粋な部分の3分の2程度じゃなくて、3分の2を超えているのかどうか聞きたいの、今の時点で。66.66ですよ。66.1じゃないよ。これ、1となっていたけど。66.66を全部超えているのかと聞きたい。それぞれ。そこを教えていただきたいと。2点ね。2点。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 改めて、ちょっと工事費の考え方についてご質問いただきました。当然全体の工事状況というか、世の中の市況状況を見れば、幾らぐらい労務単価が上がっているだとか……

○小林委員 そうそうそう。分かる。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 材料費が上がっているかというのは、当然……

○小林委員 予見できないから。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 予測というか、算段はつくものなのかなと思います。ただし、ちょっとじゃあ実際、外一事業で、今じゃあそれが結果としてどれぐらいになっているのか、単純に当てはめているというよりは、またそこら辺が、準備組合も任意ながらの組織ですので、その中でそこら辺がどういう情報共有されているのかと。千代田区は準備組合には現段階では加入しておりませんので、準備組合以上に資料ももらえないという状況はあります。

ただ、そうした中では、当然、再開発事業として従前資産というものを侵して、皆さんの権利を、千代田区だけじゃなくてほかの権利者さんも含めて、従前資産を低く評価するということはまずないのかなと。むしろ地価は上がっていますので、従前資産価値は上がると。一方で権利変換後の床がどれぐらいの価格で取れるのかというのは、まさに工事全体事業費との関係になってくるので、その辺では、しっかりそこは権利者、区として、財

産状況として毀損しない形を我々は訴えていくべきなのかな。一地権者としてですね。そういう考えであります。

また、同意率に関しましては、これまでちょっと同意率の票、特別委員会のときから様々出させていただいています。いろいろ修正というか、ご意向も承りながら。

○小林委員 意向じゃない。ご意向じゃない。ちゃんとしたものを出してもらい……

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 頂きながら、先ほど部長が申したように、令和6年11月29日に出したものが数字としてです。これについても、現状……

○小林委員 けちをつけているんじゃないんだよ。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 えっ。

○小林委員 けちをつけているんじゃないから。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 実際、例の令和5年度に千代田区として調査票を各権利者に、地権者に渡して、お送りして、今回の進める都市計画事業について賛同なのかどうかということを取った部分がベースになっております。

なので、直接的に今後の再開発事業の法定再開発の組合をつくるときには、改めて当然同意書を取り直すという形なので、あくまで参考という数字として捉えてくださいというところですが、おっしゃられた民間のみで、面積、要は公共、3地権者の土地面積だとか、権利者の頭数を数字上引いた場合には、民間のみでいくと、頭数で66.7%、面積として67.7%。これは所有権しかちょっと我々は分かりませんので、借地権がどうついているのか分かりませんので、所有権ベースでいくと、3分の2である66.6%については数字上は超えていると。一方で、じゃあ公共地権者、3地権者にも最終的には票が入ってくるわけですので、それがトータルとして含めて66.6%以上なければ組合設立の申請自体ができないという話ですから、そこはそれぞれ、また今後の事業の条件、各地権者の条件、提示される条件等で当然変わってくる部分ではあるかもしれませんが、一旦ちょっとお示しさせていただいたのは、その令和6年11月29日の数字という形をお願いしたいと思います。

○小林委員 別にそれ、悪いとか言っているんじゃないんですよ。これから組合設立に向かうときに、都市計画決定までしているんだから、これはもう事業としては進むわけですよ。そのときに、組合が実際ですよ、民間ベースでこういう難しい状況になったときに、だから本当は8割とか同意がなくちゃ駄目なんだよと議論を前からしていたんだけど、際どいところに行く可能性がある。それになったときに、部長得意の「役所が入ります」というんじゃちょっと困るんで、民間レベルがどう動いているかというのは非常に大切で、僕、仄聞して聞くところによると、かなり苦戦しているように聞こえてくるんですよ。

だから、ちょっとそれが心配だから改めて聞いたんで、役所もやっぱりその都市計画決定した都市計画権者である以上、その部分というのは、本当に今この陳情には関係なくなっちゃうからあれなんだけど、そこはちゃんと詰めておかないと、後で、要するに組合ができませんでしたじゃもう話にならないんで、その辺はちょっと別の場所で報告してもらえばいいんで、ここはいいんですけど、一応そういうことで聞いたんで、ご理解ください。

○加島まちづくり担当部長 逆に、誰に苦戦しているんだというのを言われたのかわりと聞きたいぐらいのお話で、それはこの場ではないと思いますので。はい。十分理解しておりますので、無理に、無理やりやろうとか、そういうことではなくて、先ほど言ったよ

うに資料もお示しして、同意だとかというところもありますので、そのときにどうなんだと、お金もどうなんだとかというところは避けて通れないところだと思っていますので、今そこを一発で皆様にご理解いただけるような形を取りたいなと思っていますので、準備組合にも慎重に丁寧に、さらに同意率も上げるような努力もしていきましょうねというお話をさせていただいておりますので、この件に関しては都度ご報告をさせて、この陳情があるなしにかかわらずやらせていただくつもりですので、よろしくお願いたします。

○桜井委員長 はい。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありますか。

○岩田委員 今、小林委員がおっしゃっていた話で、あんまりぎりぎりやらないで、もうちょっと余裕を持って、同意率も余裕を持ってやりなさいよと。例えば先ほど言った、今は工事費全体の値段が分からないと。そりゃそうですよね。例えば僕が5,000万のマンションを買おうと思って、すみません、5,000万と書いてあったんで、その5,000万のマンションを下さいと言っても、えっ、5,000万、そんなのありませんよと。いや、1年半前にそういうふう書いてありました。いやいや、もっと値上がりしていますよという話で、その1年半前の資料をもってこれが今の直近ですよなんて言われても困っちゃうんですよ。それはもちろんですよ。

それで、同意率の話に持っていくと、今度は組合の中で、今まで、じゃあ、僕の持分は100平米だったのに、いや、すみません、ちょっと工事費が上がっちゃったんで、あなたの部分が60平米ぐらいになっちゃいました、40平米になっちゃいましたといったら、じゃあ賛成しないよというような方も出ちゃうかもしれないじゃないですか。だから、そういうのもあって、もうちょっと余裕を持ってやりなさいよという話だと思うんですけども、この同意率を上げる努力というのは、例えばどういうふうに行っているんですか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 まず同意率を上げる努力の仕方という部分ですが、実際、全地権者に対して、従前、いわゆる権利変換条件的なものというのは、直近のものはお示しされていないと思います。逆に言うと、それ、そういったものが精緻されて出されることによって各地権者は様々判断ができてくるのかなと思いますので、まさに組合はそういったものをまず提示できるようなことを務めるということ。一方で、これまで都市計画決定前だとかは、なかなか直接的な交渉の場に着いていただけない方も多数、多数というか、いらっちゃったというところも聞いています。そういった方々が都市計画決定後はしっかりお話を聞いていただけるような条件にはなっていると。じゃあ、そういったもので最終的には報告は受けておりますので、最終的にはじゃあまさにそういった権利変換条件的な数字だとかが示されて、この外一の事業はこうなりますよ。それに対して皆さんが、自分の権利も含めて、条件も含めて、結果3分の2以上の同意を得ないと再開発組合は設立できないという、それに尽きるというところがございます。

○岩田委員 いや、今、同意率を上げる努力ってどういうのがあるんですかという話を質問したんです。だから、説明をして同意率が上がるのかという話なんです。だって、これ、今、工事費が上がって、あなたはじゃあ100平米の持分になりますよと言われたのが、いや、80になりました、60になりましたというような、何かネガティブな話ばかりじゃないですか、今。それをして同意率は上がるんですかという話です。

○桜井委員長 さっき結果的に同意率が上がることにつながるんだというご答弁は頂いて

いるんですよ。

○岩田委員 えっ。

○桜井委員長 改めて言ってください。

担当課長。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 多分そういった条件の部分で、以前提示されていた数字よりも減る条件で提示された場合に、同意率が上がらない可能性は十分にあるよねと。当然そういう考えになるのかなというふうな想像もつくところですが、今そういったところ、従前、権利者に対しての示した数字について、一旦示している数字については、そこは準備組合、事業協力者として、まず努力すると。数字を確保していく。なので、一旦まずそういう考え方でいるというふうには聞いております。

ただ、そういった中で、一方で工事費は当然上がって、事業費は上がっておりますので、それを保留床の部分でどれだけ事業として成り立たせるのか。また、コストダウンというか、建設コストをどれだけ計画変更してできるのか。下げることができるのか。もろもろ、そういうゼネコンが決まってこない、なかなかそういう部分って詳細な部分が出てこない部分ではありますけども、そういった部分を、基本設計を進めていく中で、今、準備組合のほうではやっている。まさに設計の条件を、何というんですかね、地権者それぞれの条件についてはなるべく影響がないようにしながら、全体の事業費を抑える、また事業を成り立たせるための努力はしていると。そういった部分を踏まえて同意率に反映させていきたいという、不利な条件にならないという条件での同意率を上げたいというふうな考えだとは思いますが、私が直接同意を取っているわけではないので、そこは詳細、ちょっとそういうことなんだろうなということでご理解いただければと思います。

○小林委員 関連。

○桜井委員長 小林委員。

○小林委員 ちょっと先ほどの答弁でちょっと気になるのが一つあるんで、部長に確認したいんだけど、部長というか、確認したいんだけど、先ほど準備組合が都市計画決定をしたから、今まで相手にしてくれなかった人も聞いてくれるというようなことを言った。確かにそうでしょう。でもそれを反対に返すと、じゃあ決まらないときは都市計画決定を出したほうが良いということになっちゃうんですよ。そうじゃないでしょ。それ、僕らが一番心配するのは、そういう不安定なところで都市計画決定を出して、仮に組合が設立しなかったときに、もう何にもできなくなっちゃうから、そこが怖いんでね。そのところは非常に慎重にやらなくちゃいけないんで、先ほど都市計画決定を出したから、いろいろ聞いてくれるから、それが同意率を上げるのに役に立つみたいなことを言われちゃうと、そこは違うんじゃないかと。そうではないよねというところを確認したいんで。

○加島まちづくり担当部長 それはあくまでも結果というか、ところであって、この外神田一丁目に関しては区有施設もありますけれども、やはりまちづくりとして、あそこの外神田の三角の形と、あと川沿いのところをやるべきだといったようなところが一番大きいというふうに感じております。公共も入ると、いろいろありますけれども、我々区も入りながらやって、都、国も含めると、できるだろうというような認識もありましたので、これはぜひ進めるべきだということで、まちづくり全体としてやるべきだということで、まず都市計画決定をしたといったような、これが事実です。

その都市計画決定をして、やるんだなということになったので、今まで反対だったという方も、もうこれをやっていくんだなということで話を聞いてくれるように、段になってきたといったようなところですので、その中でいろいろな条件があると思いますので、それはちょっと、あまり地権者はそれほど多くないので細かいことは言えませんけれども、今そういうステップに入ってきて、都市計画決定前から地権者さんの同意率というのは上がっているのは事実なので、それを丁寧に今後も進めてくださいといったのが、先ほどから答弁している内容でございます。

○桜井委員長 委員の皆さんにお諮りしたいと思いますけど、今、岩田委員も小林委員も同意率のことについては非常に関心を持って、今後どのようになっていくのかという、やはり非常に関心事だと思っんですね。やはりこれ、今日は陳情審査ですけども、当委員会がこれからも開催される中で、この外一の同意率も含めて、何か変化があるようなことがあれば逐次ご報告を頂きたいと。いつでも委員会を私開きますので、言っていただくということで、この委員会のこの外一については注意を持ってやっていきたいと、委員会として申し入れたいと、そのように思いますけど、どうでしょう。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。

ほかにありますか。

○春山委員 今、委員長に整理していただいたように、今後の変化のところを委員会に報告いただきたいというのと、区有施設の移転の仕方であるとか、防災船着場の協議の状況が影響しているという話も前回の委員会であったと思うので、その辺りも併せて逐一報告を頂きたいと思います。

○桜井委員長 そうですね。実は後で話をしようと思ったんですけど、今回のこの外一については区有施設が二つ入っているんですね。それで、新たな委員会に今なっていますから、この二つの区有施設についての視察を一度したいなと思っています。正副のほうでちょっと計画をして、また示したいと思いますが、ちょっと陳情の合間で大変申し訳ないんですけども、そんなようなことも考えております。

質疑を終了してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。今回のこの外神田一丁目地区に関する陳情については、ご案内のとおり5件あるわけですけど、そのうちの3件については、都市計画決定、そして建築条例の前という内容になってございますけれども、建築条例と都市計画決定は既に終わっておりますので、この陳情については、これ以上私どものほうで預かりしても結果が出ないということでございます。

それと、5-39についての建築費、総事業費等については、現下の計画についてのご答弁を先ほど頂きました。また、6-4については、不当な圧力はないということでの執行機関の答弁を頂いておりますので、本日の議事録をもって陳情者にお返しして、この5本については審査を終了したいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。そのようにさせていただきます。

暫時休憩します。

午後0時16分休憩

午後1時30分再開

○桜井委員長 お疲れさまです。委員会を再開したいと思います。

引き続き、陳情審査に入りたいと思います。二番町地区のまちづくり関連についてでございます。本件に関する陳情は、新たに当委員会へ送付された陳情、送付7-16、二番町地区再開発に関する陳情、送付7-17、都計審の附帯決議に基づく適切な「前向きに話し合える場」つくりに関する陳情及び継続中の送付5-18、19、21から26、31、41、45から49、52から56、参考送付、送付6-8、18、26、38、39、送付7-5と7の合計30件でございます。新たに送付された陳情書の朗読は省略し、関連するため一括で審査することとしたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、まずは執行機関から、何か情報がありましたら頂きたいと思います。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 それでは、陳情の内容に関わりますので、二番町の経緯について少し詳しく経緯を説明させていただきたいと思います。

二番町地区については、二番町地区を含む日本テレビ通り沿道地域で、平成29年、地域の品格ある住宅地と先進的な業務、商業の調和を目指したまちづくりの推進を目的として活動されていましたが、日テレ通り沿道の6町会等により構成される日テレ通りまちづくり委員会から、区に対してまちづくり方針案が提出されたところからございました。それを受けまして、平成30年に区が事務局となりまして、町会、地域の住民団体、あるいは学校、企業、学識経験者で構成される日本テレビ通り沿道まちづくり協議会を設立し、地域課題の抽出や対応策に関する議論が開始されました。

提出されたまちづくり方針案の中に高さ150メートルという記載があり、二番町地区地区計画も制定されているところから、日本テレビ跡地の計画内容を議論すべきという意見が寄せられ、協議を進めていくということにしたところからでございます。それ以降、オープン型の説明会の開催や沿道協議会にて議論された地域課題、あるいはそれを踏まえた日本テレビ開発への要望の整理が沿道協議会でなされ、それを受けた形で、令和4年9月、沿道協議会にて日本テレビが計画案、高さ90メートルを提示し、その後、区に対して都市計画提案がなされました。

区はそれを受けまして、都市計画法の16条2項の説明会及び縦覧、意見募集、また同条の公聴会を実施するとともに、その後、17条の公告、縦覧、意見募集を経て、令和5年3月の都市計画審議会に付議した結果、地区計画変更案について継続検討することと、及び都市計画審議会の学識委員による専門家会議において内容を検証することが決定されました。翌年度、令和5年度に、今の都市計画審議会のことを受けまして、専門家会議を設置し、議論いただき、都市計画審議会に対して専門家会議から新たな地区計画案で手続をやり直す。街区公園規模の広場の整備及び駅へのバリアフリー動線を改善すること。容積率700%については詳細を確認した結果、700%は認められる。4番目として、高さは60メートルのまちなみに配慮しながら、最高で80メートルを超えないとの見解が報告されて、その見解を踏まえまして、日本テレビから修正案が区に提出されました。

それを受けまして、区では令和5年11月から、16条の説明会、縦覧、意見募集。令

和6年、翌年ですね、令和6年1月から17条の手続の縦覧、意見募集を経て、令和6年2月の都市計画審議会に付議し、3月の都市計画審議会で附帯決議をつけて、地区計画変更することについて、賛成13、反対5という形で、賛成多数で採決されたということでございます。

その後、手続としましては、令和6年7月に地区計画の変更の都市計画決定告示がなされるとともに、関連する建築条例の改正についても令和4年区議会第2回定例会議にて審議、可決され、公布がなされております。

資料につきまして、ファイル番号03、環ま03、二番町地区に関する陳情書一覧をご覧ください。こちらに、左にナンバーを振っていますけど、1から23までがご説明しました都市計画手続や建築条例の手続に関する陳情でございます。

続きまして、24番以降については、都市計画審議会での附帯決議について記載されているものが多いですので、附帯決議について簡単に説明させていただきます。

附帯決議では、地区の融和を図るために前向きに話し合える場づくりに協力するよう区に要望を頂いております。これを踏まえまして、令和7年1月に「番町次世代シンポジウム」と称して、番町をよくしていくアイデアを出し合うワークショップ形式の場、参加者30名弱を開催したところでございます。

前回の当委員会でも、次のシンポジウムの開催について質問がありました。次回のシンポジウムの内容、形式、あるいは運営方法などはただいま企画中でございますけど、特に日本テレビ二番町再開発にテーマを絞って、番町地域の方々の懸念や心配事を解消するような場ができるように、今、鋭意検討中でございます。参加者についても、前回は形式も踏まえて限定的となりましたが、会場の都合があるものの、できるだけ多くの方に参加できるよう、また専門家にってもらい客観的な見解も頂きつつ、ファシリテーターによって効果的に会を運営していきたいと考えてございます。引き続き関係者と調整を進めながら、会の開催を具体化していきたいと考えております。具体的に決まり次第、当委員会にも情報提供させていただきます。

説明は以上でございます。

○桜井委員長 はい。ありがとうございました。今ご報告がありましたとおり、この二番町地区に関する陳情については、お手元の資料の1番から30番まで30件あるということでございます。1番から21番までについては令和5年、22、23については令和6年ですけども、17条または都市計画審議会、法的問題点の確認ということであっている陳情でございます。24番から30番までが附帯決議についての陳情ということでございます。先ほど理事者のほうから報告がありましたとおり、都市計画決定がされているということと、それと、議会においては建築条例についての議決が既に行われているところの中での陳情がこれだけ出てきたというところでございます。

委員の皆さんからご質疑がありましたら、頂きます。

○岩田委員 この6-26、特に6-38以降は、この附帯決議がつけられた都市計画決定以降のことなので――ですよね。これが十分実行されていない段階で終了してはいけないと、そのように思っております。まずシンポジウムというのが、7-5以降かな。シンポジウムというのが行われた後のもので、これからやり直すというような話でしたけども、この前回のシンポジウムというのは、住民が附帯決議を知らないまま募集されたものだと

いうふうに認識しております。なので、今後その説明をちゃんとして、附帯決議というのがされました、こういう経緯でされました、内容はこういうものですというのをちゃんと説明した後でやらないと、区のほうは一応こういうのをやりましたよとは言っても、聞いていないよみたいなことになって、また分断というか、また後でもめることになってしまいますので、そこはちゃんとやっていただきたい。部長もこの前、何かちゃんとやっていただけるといようなお話で、ありがたいんですけども、それ、ちゃんと前もって附帯決議のこととかもちゃんと説明して募集をしていただきたいと、そういうことです。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 岩田委員が言われるように、周知方法についてはこれまでの経緯も含めて区報等に載せて周知をしていって、当日のシンポジウムの会においてもそのような、これまでの経緯みたいなことも簡単に触れたいと思っています。

以上でございます。

○岩田委員 募集の段階から、ちゃんと。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 はい。

○岩田委員 そういう附帯決議、こういうのがついたんですよという経緯、そして中身もしっかりやっていただきたいというのと、あとは、この人数制限の話もちょっとありましたけども、人数制限って、会場の都合と言うんですけど、それは区が頑張ってるやっていただいて、皆さんがちゃんと話を聞けるように、そういうのをちょっと努力はしていただければなと思います。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 おっしゃるように、これまでの経緯も含めて中身を周知しつつ募集するとともに、会場についてもできるだけ多くの参加者が参加できるように会場選定をしていきたいと思っています。

○桜井委員長 はい。

ほかに。

○小野委員 今回30件のものがあるって、今、岩田委員からあったとおり、附帯決議に関することと、それから二番町の地区計画の変更がもう既に完了しているということで、大きく分けて二つの陳情に分かれるのかなと思うんです。ですので、一旦この陳情審査というところでは、二番町地区の地区計画変更に関するということというのは、一括でぜひとも質疑をしていただいて、この陳情をどうするかというところなども何とか整理していただければなと思いますけど、いかがでしょうか。

○桜井委員長 僕に聞いているのね。

○小野委員 あ。

○桜井委員長 えっ、僕について聞いているの。一括でと言わなかったっけ。

○小野委員 そう。全部一括でになっていたの。

○桜井委員長 えっ。

○小野委員 全部一括でになっているので、地区計画の変更——ごめんなさい、委員長。

○桜井委員長 はい、小野委員。

○小野委員 ちょっと聞き逃しがあったら申し訳ありません。6-18までが二番町地区の地区計画の変更に関することですよ。ですので……

○桜井委員長 6-18。はいはい。だから、さっきそれを私が言ったの。

○小野委員 ああ。じゃあ、ここまででいいんですよ。

○桜井委員長 いやいや、いやいや、（発言する者あり）あのね……

○小野委員 じゃあ、もう一回お願いします。

○桜井委員長 審議は最後の30番までが対象なんですよ。対象なんです。ただ、30番まで今日私が整理できるのか、23番までを整理できるのか、21番までを整理できるのかは分からないの、今の段階では。でしょ。で、執行機関からご答弁いただいたけども、委員の皆さんとのやり取りの中で、さっきほかの陳情でもありましたけども、もう既に、何々の前に決めてねと言っても、何々の前というのはもう既に終わっちゃっていますよね。だったら、ちょっとその辺については陳情として結論が出せないじゃないですか。そういうものについては結論を出すことができますよねと。ね。ただ、それが何なのかというのを、一番最後に皆さんとのやっていることを、意見を言っていたらいいことを委員長が受けて、こういうのでどうですかということ委員会としての決を出すという、そういうことなの。対象は30件ですよ、30件。

○小野委員 30件一括。

○桜井委員長 そうそう、一括で、今議論をしているわけ。どうぞ、いいんですよ、言ってください。

春山委員。

○春山委員 この陳情の中に幾つかあって、今までも委員会でも何度か質疑をさせていただいているんですけど、住環境への影響調査というのが懸念されているという陳情が幾つか入っているんですけども、これまでの委員会で、住環境も考慮したこの開発がどのような影響を及ぼすのか、交通量調査も含めて調査していくというご答弁を頂いていると思うんですけども、その辺りの進捗状況について教えていただけますか。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 今、春山委員が言われたのは、住環境として、単に開発だけじゃなくて、エリアへの全体の交通量の件だと認識しております。そちらについては、今年度、まさに今、交通量の事業者にもヒアリングをしながら、こういった形でどういう範囲でやっていくかというのを、今、調査の中で詰めているという状況で、これから進めていくところでございます。

以上でございます。

○春山委員 ありがとうございます。住環境調査という意味で、現在の交通量も大事なんですけれども、住民の方々が生活しやすい環境、1階のグラウンドレベルも含めて、そういったまちにしていってほしいという意見がすごく、この二番町の開発を通してすごく意見が強くなってきている中で、今後のウェルビーイングを見据えた形での環境調査項目というのを、項目がすごく大事だと思うので、その辺はどのように検討されているんでしょうか。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 今、春山委員が言われていた、単に交通量だけじゃなくて住宅街としての住環境の重要性をどういうふうに可視化していくかということにも含まれると思うんですけど、そういったことも含めて、車や人の交通量だけじゃなくて、こういった項目を調査していったらいいかというのを、まさに今、調査の中でどういう項目を加えて調査していったらいいかというところを、すみません、検討しているというところでございます。

○春山委員 ありがとうございます。その調査項目というのが今後のまちづくりにしっか

りと反映されていくように進めていただきたいと思います。

二つ目がシンポジウムに関連するんですけども、今後のシンポジウムはあくまでも日テレの二番町地区に関する意見交換をしていくというような、絞っていかれるんでしょうか。1回目のシンポジウムで、番町地区計画の対象とそうでない意見というのもあったと思うんですけど、その辺の仕分の仕方は今後どのように検討されていく予定でしょうか。

○齋藤麴町地域まちづくり担当課長 2点ございまして、1点目、次回のシンポジウムについては、これまでも少し当委員会でも意見があったとおり、少し二番町の再開発の懸念事項とか心配事を解消するような場が前回なかったので、二番町地区にテーマを絞って開催していきたいと考えております。

一方で、2点目にご質問のあった、前回のシンポジウムで頂いた二番町地区に関する意見とそれ以外の番町エリアに関する意見、二つあったと思うんですけど、二番町地区については、今後そのような意見については当然開発事業者の日テレさんに伝えていくとともに、番町エリアのご意見については、今後また、今、ストップしておりますけど、日テレ通り沿道の地域の将来像、ビジョン、そういったものの検討をどのように今後進めていくかにも、そこも検討しないといけないんですけど、そのつくっていく中に盛り込んでいくといったような形かと考えてございます。

○春山委員 きっかけはもめごとからスタートしたと思うんですけども、シンポジウムのような形で皆さんが意見を言える場をまずスタートできたということは、千代田区にとってとてもいいきっかけだったのかなというふうには思っています。この方も、ずっと前回の委員会からも質問させていただいているんですが、こういった住民の声をまちづくりルールというかガイドライン的な構想に反映して、都市マスタープランはあくまでもマスタープランですけど、そういうビジョンを併せて作りながら将来のまちづくりに反映させていくということ、ぜひもめごとから、もめごとの対処だけじゃなくて、そういうまちづくりの仕方というのを千代田区でも積極的に今後検討していただきたいと思いますと思うんですけど、いかがでしょうか。

○齋藤麴町地域まちづくり担当課長 きっかけはこういうきっかけでございまして、結局多くのいろんな価値観とかご意見の立場が、住まわれている方、働かされている方がいらっしゃる中で、やっぱり将来ビジョンというものをある程度共有しながら、まちというのは発展的に進んでいくと思いますので、委員が言われるように、そういった将来ビジョンの策定に向けて、今の二番町の開発をきっかけに、そういうステップに、できるだけ早く行けるようにしたいと考えてございます。

○桜井委員長 はい。

ほかにありますか。

○小林委員 7-17でもあるんですけども、都計審の附帯決議について、ここで、全ての関係者がこの問題に関して前向きに話し合える場づくりに協力することを切望しますと。そもそもこういう附帯決議というのは行政のやっていることなんで、まちの人にこういう附帯決議がされたよというのはなかなか分かりにくいところがあります。今この中でも、要するに対立する、地区住民を二分するようなことが起きている、起きているというように触れているんで、情報の共有が一番大切だと思うんですね。これ、聞いた、聞かないということ、ある人は知っているんだけど、ある人は知らないというのが一番困

るんで。

その辺で、この中で、附帯決議の中でも大変重要な項目が、地区計画の決定である高さ、容積率にて、それぞれ上限を定めたものであり、事業者が地区の要望を受け止めて、上限に対してゆとりを持った計画内容とすることを妨げるものではないと書いてあって、それも結構分かりにくいんですね、内容が。一方の見方でするとどうなるのか。一方の見方、要するに事業者のほうで見る見方と、住民のほうの見る見方、二分をしている一方の見方と一方の見方というのはすごく変わっちゃうんで、その辺の調整というのかな、分かりやすさの説明が要するというのが一つと。

そのために、こういう混乱、混乱というか、意見のたくさんあるところは、情報をいつでも取れる場所をつくるべきじゃないかと思っているんですね。僕、前から説明会をやれということを書いていたんだけど、説明会というのは単発的にこれは絶対やらなくちゃいけないんだけど、そっちじゃなくて、よく行政が使う、事業者が使う、オープンハウスみたいなのがありますよね。あれ、オープンハウス、説明会にしたというのが僕はよくないよという指摘をしているだけで、オープンハウスみたいな、オープンハウスといってオープンにして、そこに情報、今までの情報を、来れば見れるとか知れるとか、これはバーチャルも含めてなんですけれども、そういう場づくりをつくると、住民間の情報の格差ができないようにしたい。したほうがいいのか、してほしいということなんですね。

それで、先ほど再開発のところでも、事業者の中でいつも理解が違っちゃうのは、事業者は例えば80メートルは地区計画で決めて、しませんと。そこ、いっぱいがどうなっているんじゃないかと、ちゃんと住民の意見を聞きますと。住民の人はそう思うと、いや、80メートルを、これ、70メートルにしてくれるんじゃないかとか、なっちゃうわけですよ。そういう温度差がないようにするには、やっぱり事業者も基本的にはお願いベースなんで、もう決まった、地区計画も決まっているんで、お願いベースなんで、そのお願いをどこまで聞いてくれるのかは、俗に言うどこまでののり代で事業者も聞いてくれて、住民もどこまでそれが理解してくれるかというような話合いの場も要る。なおかつそれが、事業者とそうじゃない人との話合いがちゃんと行われていれば、結局はぶつからない。高さだけじゃないですよ。いろいろな先ほど交通の問題もあったし、交通量だって、事業者のほうとしては交通量はこれは全然問題ありません。だけど、生活感の中では増えちゃうと困るんだよというような意見を調整していくのが本来の場所なんで、それが話合いということで。生活感と数字とは違うんで、その辺の調整もしたい。

なおかつ風なんかもそうなんで、風環境というと、風の吹き方が違うんで、生活感で、この通りはすごく吹くんだよというのと、数字で出すと、ここは商業地に吹く健やかな風みたいになっちゃうんでね。数字上はこれは3だから大丈夫です、みたいな。そうじゃないと思うんですよ。生活感のある人はこの通りはすごく風が吹くんですよとか、そういう情報も聞きながら、その風対策をしていったりするというのが話合いの中でできていくというのは、そのレベルを合わせたいということがこれからも望まれるし、陳情もそうじゃないと、同じような陳情が何回も出てきちゃう。私たちは聞いていませんみたいなのが。そうすると、これ、説明したのか、説明したのかとなっちゃうんで。いや、説明していますと。ここに役所でよく言う「貼り出しました」みたいじゃなくして、今後はそういう、いつでも聞ける場所、バーチャルでもいいし、オープンハウスみたいなのがあって、ここ

に來れば説明する人もいてくれると。もしくはそこに何か、私はこれを聞きたいんですよなんて、こう、ぺたっとシールか何かを貼っておくと後で答えてくれるとか、というような知恵がこれから要るんじゃないかなと思うんです。陳情全体を通して見ても。

特に附帯決議が、今、役所のほうもある意味縛られているし、事業者のほうも附帯決議を遵守する立場にあるから、その辺を考慮して今後進めていけば問題がないかなと思うんで、その辺の見解をちょっと頂きたいと。

○齋藤麴町地域まちづくり担当課長 先ほどの小林たかや委員のご意見で、情報格差が起きないようにということがあったと思います。それについてどういような形で周知するかという、今は区のホームページとかでこれまでの経緯とかを掲載して、載せているところがございますけど、その中で今大切なのは、やはりこの附帯決議を踏まえて、やっぱりリアルで説明会というか、前向きに話し合える場というのが大切なかなと思って、まずはそれをちょっと取り組ませていただいているというところがございます。

それで、区と同じように単なる説明会みたいな形になると、どうしても対立構造的な形になってしまうので、どのような形がいいかということで、ちょっと先ほども説明したとおり、いろんな立場、学識経験者とかファシリテーターを入れながら、もしそういう融和の場を持って説明していったほうがいいのかというところで、ちょっとリアルな場をまずは設定させていただいているところがございます。ある程度の段階で、また、委員がおっしゃるように、どのような形で発信していったらいいかというところも検討していきたいと思っています。

○小林委員 それも非常に前向きな話でいいんですけど、意見を聞く場とか、説明をするも、いつやるのかも含めて、少し知恵を出していったほうがいいと。例えばですよ、やれというんじゃないくて、部長はすぐやってくれるんだけど、部長ね。例えばですよ、まちづくりのことなんかで言うと、どこかかな、千葉県の何とか市、何市だったか忘れちゃったけど、例えばバスに、こういう説明会がありますよという、バスに貼って動かしたり、それから意見を聞きますみたいなのも、千代田区の風ぐるまみたいなのに貼ったり、中に置いたり、意見を聞くシートを置いたり、ここで説明会があるみたいなのをやって、なるべく多くの人に説明会に来てもらったり、身近な人、関連した、そこでやるみたいよというのも伝わるような、風ぐるまにつけたり、広告代わりに、今、風ぐるまに広告がついているけど、広告じゃなくて、そういう区とか組合が、協議会でしょうか、委員会、説明会の何かの会をやるときに、その地域を回っているバスがあるわけだから、何系統とかいう、そここのところにはもう貼り付けてみる。中にも当然置いておくみたいなような、要するに知恵を出してもらいたいと思うんですよ、もうやること自体も。そういうのはこれから大切なツールにしてほしいんですね。その辺はどうですか。

○齋藤麴町地域まちづくり担当課長 先ほどのご意見のとおり、情報の共有の周知方法については、おっしゃるように、単に広報とかネットというか、ホームページだけじゃなくて、いろんな周知方法があると思いますので、そういったツールをしっかりと他事例も含めてちょっと研究したいと思います。

○小林委員 もちろんそれで、かぶせて言っちゃ申し訳ないんだけど、例えば計画地で動くところに貼り付けてもいいということですよ。計画地に貼り付ける。例えば番町の家、何とかがあるじゃないですか。そういうところにも貼り付けるとかと。と、関連した人が

来ているから意見が出しやすいとか、そういうことですよね。

あともう一つ、ちょっと触れていた生活感なんです。そこに生活している人の感覚と事業者の感覚が一致したいんです。そこが一致しないと対立が起きるわけで、事業者が悪いことをやろうとするわけじゃないんです。いいことをやろうとして進めようとする、例えばですよ、時速30キロ、生活道路は30キロですよとやったとすると、だけど住んでいる人は、ここで30キロ出されちゃうと危ないんだよというところの生活感とのずれを調整しましょうという話なんで、その生活感というのは、住んでいる人、利用している人、学校もあるでしょう、女子校もあるでしょう、というような人たちの生活感、要するにふだんの生活感を酌み取っていくというのがこれからの作業だと思うんで、その辺を少し盛り込んでいただけないかなというのは。もちろん安全なんかは特にそうですよ。毎日生活している人は、極端に言えば、この信号は混むねなんていうのはいつも感じているわけですよ。だから、信号をどこに造るとか、どこに子育てのを造るかとかいうのも変わってくるだろうから、そういう生活感を取ってほしいということです。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 周知についても先ほど、どういった方に来ていただきたいか、ターゲットによって地域のいろんなところに貼り出すとか、そういったことも含めて検討していきます。

もう一つご意見があった、事業者の考えと、あるいは地域で生活している人の感覚というのは少し事業者には分からないところはあると思いますので、そういった中でやはり少し重複する部分もありますけど、やはり次のシンポジウムでは様々な立場の人にご参加いただいて、地域でいろんなご意見があるということを整理して、それをしっかり事業者に、生活感、住宅街というところも含んでございまして、そういった感覚的なところも踏まえて意見を整理して、事業者さんに伝えていきたいと思っております。

○桜井委員長 春山委員。

○春山委員 関連させていただくんですけれども、この多様な人たちの意見というところで、世代の偏りがやっぱりとても気になります。シンポジウムに関しても意見書に関しても、やっぱり子どもたちであるとか若い人たちがまちづくりに参加していくために、どういふ手法が必要なのかというのは、やっぱりちょっと検討、研究していただきたいと思います。もちろん高齢者の意見がどうなんということではないんですけど、やっぱりそれぞれ見える視点がアイレベルもフットレベルも違うので、そこで多様な世代の人たちがどう考えるかということをちゃんと収集してってもらいたいというのが1件。

そういった意味で、ちょっとシンポジウムとはちょっと離れるんですけど、このまちづくりが皆さんが言える場が欲しいという意見がすごく多い中で、常設はできないかもしれないんですけど、例えば松山のアーバンデザインセンターは、1階のビルの駐車場をリノベして、そこをデザインセンターにしてあって、そこは中学生とかが学校帰りに勉強しに来れるフリースペースにもなっていて、週末になるとワークショップがあったりとかという、すごいいろんな使われ方、そこに皆さんがポストイットでテーマごとに好きなように貼れるようになっていたりとかという、そういう本当に小さなスペースを活用している事例とかも日本全国各地で、練馬の谷根千とかもいろいろあると思うんですけど、常設はなかったとしても、ある一定期間そういうことをやりながら、じゃあそこで再開発のこの説明会をこういう形でやりますみたいな、再開発説明会だけやりますというやっぱりすご

い硬くて、対立になってしまうので、もうちょっと違う行政の柔らかいサポートの仕方というのを今後は検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 2点ございまして、意向把握するときに世代の偏りが無いよう、様々な立場の意見をどうやって吸い上げるのかというところだとございまして。それは非常に大切な視点だとございまして、今いる方々がこのまちを引き続きよく快適に住まうという立場と、あと、まちって、結局持続的に発展していかないといけないんで、将来世代のことも考えないといけないということで、いろんな方の意見を吸い上げる必要があると思っております。その中で、今後また、先ほどのご質問とかにもありましたけど、地域の将来像の検討を、どうやって地域の意向を吸い上げて形づくっていくかというところにつながってくると思いますので、その中でどういった場づくりをしていくかということをしっかり考えていきたいと思っております。

2点目は、単なる説明会の周知場所というよりは、ある程度地域コミュニティ的な拠点だったり、いろんな機能、まちのこの相談場所という機能を備えたような場所の一つとして、そういったことの周知も兼ねた場所ができないかということでございまして、そういった場所が地域にできれば、それはよりよい地域コミュニティの醸成にも非常に役立つと思いますので、この二番町の開発の中でもエリアマネジメントというのを検討はされていますけど、それはもう少し多分開発がなされた先になると思いますので、そういった形が、しばらく既存のものでできないかとか、そういったものは少し学識の委員にも相談しながら、少しいろんな手法を考えてみたいと思います。

○春山委員 よろしく申し上げます。

○桜井委員長 はい。

ほかにありますか。

○小野委員 すみません。今、ちょっとアンケートなども、私も基本的なことを理解していないかもしれないんですけども、初回のシンポジウムをやられて、今、2回目を開催するに当たって、いろんな質疑の中で、課題というところを認識された上で計画しているんだなというのは理解しています。この初回のシンポジウムが終わった後の行政目線での課題の整理とか、その辺りはどこかで何か公開をされているのでしょうか。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 先ほどのご質問については、第1回目のシンポジウムの。

○小野委員 終わった後の、アンケートの結果だけではなくて。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 アンケートの結果ではなくて、さらにそこでの課題、アンケートとか、あるいはそこで頂いたご意見とか学識経験者のコメントとか、そういった部分はホームページに公開しているといったところとございまして。その中で、先ほど少し説明させていただきましたけど、少し二番町に限ったテーマの議論があまり第1回目ではなかったよねといったところを踏まえて、今、次の企画をしているというのが流れでございまして。

○小野委員 理解しました。ということは、今まさに課題というのを質疑の中で引き出しながらやり取りをして、次の開催に向けての準備をしているという、そういうことですね。分かりました。

初回は主体である事業者の方々は参加はされていないということでしょうか。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 おっしゃるように事業者は参加してございません。

○小野委員 分かりました。やはり結果を見てもらうということも大事だと思うんですけど、過程でどういう様子かというのを見ていくということも、もしかしたら事業者にとっては新しい気づきというのがあると思うんですけど、2回目に向けて、その辺りのところはどのようなご検討をされるのか、何かお考えがあれば、まあ決まっていらないと思うんですけど、いかがでしょうか。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 委員ご指摘のとおり、1回目は事業者は参加していませんけど、2回目については少しそういった、先ほどのご意見もありましたけど、この地元でこういったご意見とか心配があるかということもございますので、調整ではございますけど、参加いただくことも検討しているところでございます。

○小野委員 分かりました。お願いします。

○桜井委員長 いいですか。

岩田委員。

○岩田委員 先ほど、二番町の再開発のところに絞って心配事の解消というようなことをやるというような話なんですけど、その説明会みたいなものは二番町だけ、二番町に住んでいる人だけなのか、その近隣の人たちも参加できるのかとか、そういうのはどうでしょうか。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 参加者については、特に、今、二番町の地区だけということではなくて、ただ、ある程度番町に関わりのある方というふうに検討しているところでございます。

○桜井委員長 いいですか。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 よろしいですか。

○岩田委員 ということは、関わり合いのあるということは、住んでいる人、働いている人もということですかね。学生とか。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 おっしゃるとおりでございます。

○桜井委員長 はい。

ほかにありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。じゃあ、質疑を終わります。

取扱いについてご提案をさせていただきますが、二番町の地区に関する陳情でございますけども、まずは、これ、30本あって、5年の日付のものが21本あります。これは都市計画決定、それと議会においては建築条例が議決をされているわけですけども、その前に決めてほしいというような内容のもの、またはそれに関連するものでございます。ということで、この――あ、21番じゃない。23番までですね。23番まで。23番までが17条だとかそういったことに関連するものでございますので、先ほどの別の陳情でもございましたけれども、この23本につきましては、今回のこの陳情審査には、これ以上お預かりしていても審査することが難しいと、かなわないということになろうかと思っております。ということで、この1番から23番までの陳情につきましては、本日、皆様からのご意見を頂きましたので、そのご意見を、議事録をもって陳情者にお返しして、審査を終了したいと思います。

また、24番から30番までについては、本日も皆さんからご質疑がございましたけど、附帯決議に関連する陳情となっております。ということで、この24番から30番までの陳情につきましては継続審査という形にして、次回以降のところで審査をお願いすると。そのようにしたいと思います。いかがでございましょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。そのように決定させていただきます。

陳情審査はこれで終了します。

その他に入ります。

委員の皆さんから、その他、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 なし。なし。はい。

執行機関の方から、その他、ございますか。

○吉田地域まちづくり課長 すみません。1点情報共有となりますが、6月27日の委員会で神保町地域まちづくり協議会についてご報告させていただいたところですが、次回の日程が決まりましたので、今、共有させていただきます。7月31日木曜日、7月31日木曜日の午前10時からおおむね2時間程度を予定しておりまして、場所が千代田区役所の401会議室になっております。また、日が近づきましたら、本委員会の委員の皆様はもちろんですけれども、議員の皆様にもポスティングにてお知らせさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○桜井委員長 はい。この件はよろしいですか。

春山委員。

○春山委員 傍聴は可能なんでしょうか。傍聴の人数の制限はあるんでしょうか。

○吉田地域まちづくり課長 傍聴全体での、一般の方の傍聴も含めての制限は、会議室もキャパシティーがあるので設けるつもりですが、そこは柔軟には対応させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○春山委員 ありがとうございます。

○桜井委員長 はい。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 それでは、日程3に移ります。閉会中の特定事件継続調査事項についてでございます。

閉会中といえども委員会が開会できるように議長に申し入れたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。そのようにさせていただきます。

以上をもちまして、環境まちづくり委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午後2時16分閉会